

# 岡山県迷惑行為防止条例を改正!

令和元年10月1日に、  
施行するんだってねえ。  
その概要を説明するわ！

改正された内容を、  
知らないとダメだね。  
詳細は、県警のホームページを  
みてみようか！



岡山県警察

～「安全・安心の岡山」の実現のために～

## 1 盗撮行為等が規制される場所の拡大等

### ア スカート内等の盗撮行為等が規制される場所の拡大

女性のスカート内等の盗撮行為やのぞき見行為（カメラを設置する行為等も含みます。以下「盗撮行為等」といいます。）や、赤外線を使用した透視機能付きカメラによる盗撮行為について禁止される場所は、これまで「公共の場所又は公共の乗物」と規定されていましたが、新たに、**学校、タクシーその他不特定又は多数の人が利用する場所又は乗物**についても禁止される場所に追加します。

### イ 服を脱いだ状態でいる場所にいる者に対する盗撮行為等が規制される場所の拡大

通常服を脱いだ状態でいる場所にいる人に対する盗撮行為等について禁止される場所は、これまで「多数の人が利用等する施設の便所、更衣室、浴場等」としていましたが、新たに、**個人宅の便所、浴場等のほか、住居やホテルの客室等の服を脱いでいる可能性のある場所**（※1）についても禁止される場所に追加します。



「服を脱いでいる可能性のある場所」（※1）とは

病院の診察室、ショッピングセンターの授乳室、エステ等の施術室、日焼けサロンのカプセル、ホテル・民泊施設の客室、キャンプ場のテント、寝台列車の寝台、キャンピングカーの居住スペース等

### ウ 罰則の強化

盗撮行為等の抑止力を図るため、**実際に盗撮を行った者**（撮影した者に限ります。）に対する罰則を引き上げます。

## 2 客引き行為等の規制対象の拡大等

### ア 客引き行為等の規制対象の拡大等

公衆の目に触れるような場所において行われる「客引き」や、客引きを行うためにたむろするなどの「客待ち」については、これまで、個室ヘルス等の性風俗店について行う行為が禁止されていましたが、新たに、接待を行って飲食させるいわゆるキャバクラ店や、風俗案内所、夜間のマッサージ店が行う客引き等についても規制対象業種に加えるほか、さらに、通行人に呼びかけたりチラシを配ったりする「誘引」(※2) 行為についても禁止します。

また、公衆の目に触れるような場所において、個室ヘルスの「ヘルス嬢」、キャバクラ店の「ホステス」、アダルトビデオに出演する「AV女優」等を「勧誘」する行為や、勧誘するためにたむろする「勧誘待ち」、チラシを配ったりする「誘引」行為についても新たに禁止します。



#### 「誘引」(※2) とは、

「客引き」とまでは言えない、不特定多数の通行者に、店の前で呼びかけたり、チラシを配ったりして客を誘いかける行為をいいます。

### イ 執拗に行われる勧誘行為に対する規制

人の身体又は衣服を捕まえたり、立ちふさがったりするなど、不安又は迷惑を覚えさせるような方法によって行われる「客引き」は、これまで前記の規制対象業種以外の人が行う行為であっても禁止されていますが、新たに、**そのような方法によって行われる「勧誘」行為**についても追加して禁止します。

### ウ 客引き等を行わせる行為の禁止及び両罰規定の新設

対償を供与するなどして、他人に客引き等の違反行為をさせることを新たに禁止します。

また、客引き等の違反行為を従業員が独断で行った場合でも、**その雇用主や法人について処罰する両罰規定**を新たに設けます。

担当：岡山県警察本部生活安全部 生活環境課  
(代表) ☎086-234-0110

※条例改正の詳細は、岡山県警察のホームページでご確認ください。

